

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1. 現状

当商工会近郊の災害発生状況および想定される災害発生の情報、喬木村が策定した喬木村防災マップ(平成 30 年 3 月更新版)及び、J-SHIS(防災科学技術研究所)が発行する地震ハザードステーションにより状況分析を行う。

(1)災害発生リスク

(1)-1. 喬木村の場所 伊那谷の俯瞰図と喬木村の拡大写真



喬木村は、長野県下伊那郡の北部、伊那谷を南北に流れる天竜川の東岸に位置し、北は豊丘村、東、南及び西は飯田市に接している。県庁から164.2 km、下伊那郡の中核都市である飯田市へは7 kmであり、村役場は、海拔 410.6m、東経 137 度 52 分 37 秒、北緯 35 度 30 分 37 秒に位置する。地形は、日本で最大規模といわれる天竜川河岸段丘上にあり、伊那山脈(標高1,300~1,800m)に源を発する小川川、加々須川が谷間を流れる花崗岩の岩盤上にある。



図-1 喬木村中心地域の拡大

又、本村は東西 11.5 km、南北 3.8 km、周囲 44.3 km、面積 66.61 km<sup>2</sup>の大きさで、標高は 400 ~1,800mまで、標高差が 1,400mあり、丘陵、溪谷が入り込む複雑な地形となっている。平坦地は天竜川、加々須川、小川川に沿う一部と段丘上の台地で、その他の耕地は傾斜地にある。道路は、地形的な制約から扇状に展開し、そのほとんどが山間部を走っている。村の中心部を県道上飯田線が北西から南東に延び、南信地域と静岡県を結ぶ自動車専用道路の三遠南信自動車道喬木 I C へのアクセス道路となっている。





(1)-3. 地震（J-SHIS（日本防災研究所）2019年版データを引用する）  
喬木村の位置と活断層分布

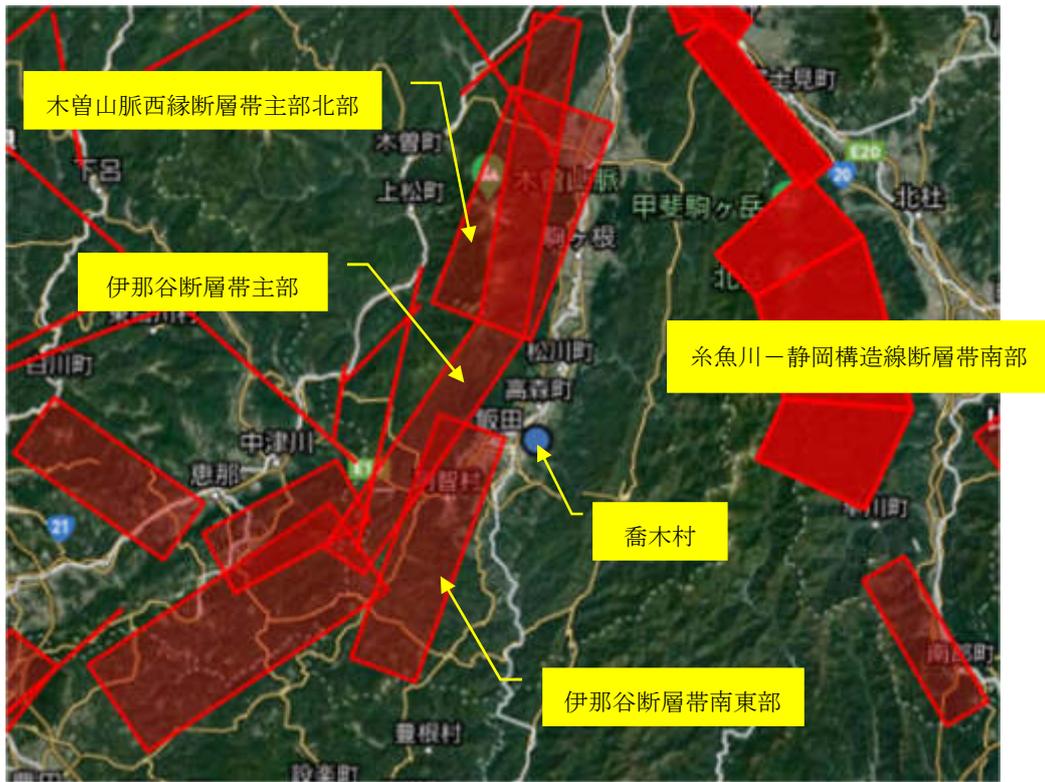


図-5 喬木村の位置と活断層分布

喬木村周辺の断層帯分布は、東側に糸魚川-静岡構造線断層帯南部が南北に縦断、南西部には伊那谷断層帯南東部及び更に西側には伊那谷断層帯主部が南北に縦断し、断層帯が集中している地域となっている。

喬木村及び近郊の震度分布

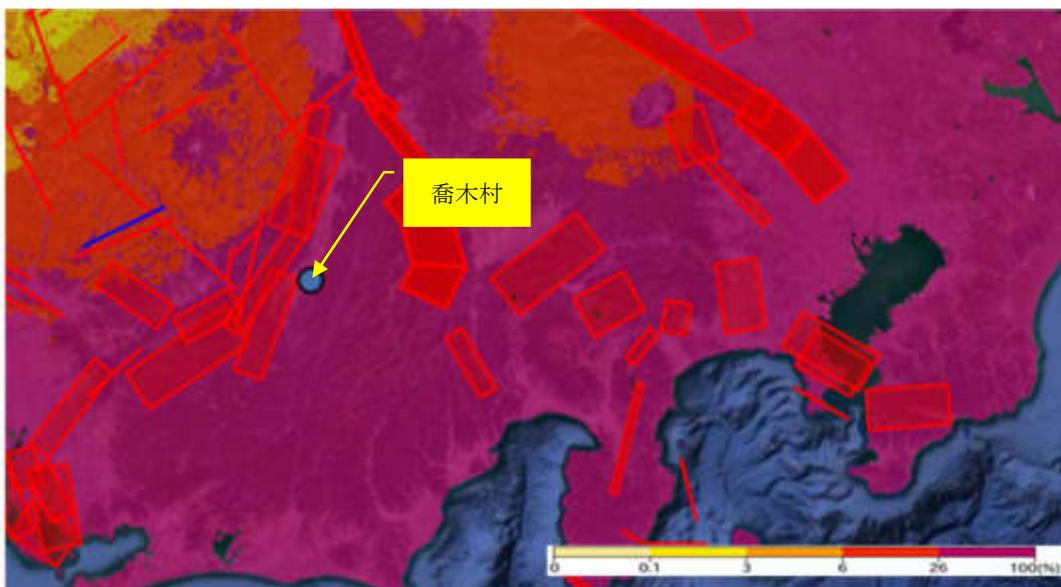


図-6 喬木村及び近郊の震度分布

喬木村地域の震度予想

30年 震度5強以上の揺れに見舞われる確率26%超から100%が予想されている。

喬木村に最も影響を及ぼす地震は、「伊那谷断層帯(主部)」の地震であり想定最大震度マグニチュード6強が想定されている。

この地震による建物への被害想定は、揺れによる全壊 60 棟、半壊 470 棟、土砂災害では全壊 20 棟と半壊が 50 棟と想定されている。

又、避難者の想定人数は、地震直後の 2 日目での避難者が 960 名、全人口の約 16%が避難することが想定されている。

#### (1)-4. 感染症

新型インフルエンザは、10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、喬木村においても多くの村民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

#### (2) 商工業者の状況

- ・ 商工業者等数 242 人 ← 企業統計調査
- ・ 小規模事業者数 213 人 ← 企業統計調査

表-1 商工業者の業種別内訳 (出典 長野県下商工会の概要 データ編 令和 3 年 7 月 1 日現在)

	建設業	製造業	卸売業	小売業	飲食店・ 宿泊業	サービ ス業	その他	合計
管轄内事業者総数	64	36	8	38	23	56	17	242
(内) 小規模 事業者数	64	28	6	30	19	52	14	213
立地状況	村内 広域に 分布							

#### (3) これまでの取組

##### ア 喬木村の取組

- ・ 喬木村地域防災計画 (見直し修正 令和 3 年 3 月 喬木村防災会議)

喬木村では、災害基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 42 条の規定に基づき、喬木村防災会議が作成。村、関係機関、事業者及び住民が相互に協力し、総合的かつ計画的な防災対策を推進することにより、かけがえのない住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

- ・ 防災啓発活動

災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには、住民の一人一人の適切な行動が必要であるが、災害時の行動を経験から学ぶことは困難である。そこで何より日ごろからの備えと訓練が重要である。また、災害時の状況を想定した訓練は、住民に対する計画の周知、防災知識の普及の効果も期待できる。地域ごとに防災訓練を実施しつつ、自主防災組織の育成を図ると同時に防災意識の高揚、防災知識の向上を図る。

- ・ 防災備品の備蓄

住民に対し、発災直後から最低でも 3 日間は自らの備蓄で賄うよう啓発するが、村は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、食料を持ち出しできない住民を想定して食料の備蓄を実施する。

生活必需品については、人口の 5%が自力で確保できない状況を想定して備蓄・調達体制を整備するよう努める。流通業者等と協定を締結し、調達体制の整備を図る。

- ・ 新型インフルエンザ等対策行動計画の策定  
新型コロナウイルス感染症の対応は、「喬木村新型コロナウイルス感染症への基本的な対応方針等」に基づき実施する。

#### イ 当商工会の取組

- ・ 小規模事業者に対する災害リスクやBCP 計画の策定支援および普及啓発
- ・ 東京海上日動火災保険株式会社と連携した損害保険への加入促進
- ・ 事業継続力強化計画支援策定のための行政担当課との連携
- ・ 喬木村が実施する防災訓練への参加及び協力
- ・ 感染症発生に対する対策  
危機管理マニュアルP21～23 に示す

### 2. 課題

- ・ 現状では、緊急時の取組が漠然としており、発生時に何をすべきかわかりにくい。
- ・ 協力体制の重要性について、具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・ 平時・緊急時の対応について、ノウハウをもった人員が十分にいない。
- ・ 保険・共済に対する助言を行うことができる経営指導員等職員が不在である。
- ・ 感染症対策において、村内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えて、マスクや消毒液等の衛生用品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知することなどが必要である。

### 3. 目標

- ・ 村内小規模事業者に対し災害リスクや感染症リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・ 災害発生時の連絡を円滑に行うため、当商工会と喬木村との間における被害状況報告ルートを構築する。
- ・ 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また、村内において感染症発生時には、速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制や関係機関との連携体制を平時から構築する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

### 4. 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年5月1日～令和9年3月31日）

### 5. 事業継続力強化支援事業の内容

当商工会と喬木村が役割を分担し、各々体制を整備し、連携して以下の事業を実施する。

#### (1) 事前の対策

令和4年3月に見直し策定した「喬木村商工会 危機管理マニュアル(Ver.2)」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発生時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

#### ア 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害時等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、水災補償の損害保険・共済への加入、行政の支援策の活用等)について説明する。
- ・会報や村広報、ホームページ、メールマガジン等において、本計画を公表する。その他、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP(即時に取組可能な簡易的なものも含む。)の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対処することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者にはマスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援政策等を提供する。

#### イ 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・平成27年1月に喬木村商工会 危機管理マニュアル(Ver.1)を作成
- ・喬木村商工会 危機管理マニュアル(Ver.2) 【令和4年3月全面更新見直し】

#### ウ 事業者BCP策定等に向けた関係団体との連携

- ・連携協定を結ぶ東京海上日動火災保険株式会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等をする。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険(生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など)の紹介等も実施する。
- ・「長野県BCP策定支援プロジェクト」を活用し、BCPの策定を希望する事業者に対してセミナーの開催や個別支援を実施する。
- ・関係機関に普及啓発ポスターの掲示、セミナーの共催等

#### エ フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・喬木村事業継続力強化支援協議会(構成員:当商工会、喬木村、法定経営指導員)を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

#### オ 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害(震度5強の地震)が発生したと仮定し、喬木村との連絡ルートの確認等を行う。訓練は必要に応じて実施する。

(2) 発災後の対策

自然災害の発生時になすべきは、人命救助が第一である。そのうえで、下記の手順で村内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

ア 応急対策の実施可否の確認

- ・ 発災後 2 時間内に予め決めてある安否確認システムにより、役職員及び家族の安否確認を行う。
- ・ 安否確認の責任者は、安否確認を踏まえ出勤勤務可能人員を把握する。
- ・ 被害状況の確認者は、商工会業務継続に係る家屋、設備の被害状況を把握する。
- ・ 国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・ 感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、喬木村における感染症対策本部設置に基づき当商工会による感染症対策を行う。

イ 応急対策の方針決定

- ・ 当商工会と喬木村の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・ 下記の被害規模を目安として、応急対策の内容を決定する。
- ・ 職員は、危機管理マニュアルの緊急時の役割分担の業務を担う。

(被害規模の目安は以下を想定)

被害規模	被害の状況
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 村内 10%程度の事業所で、「屋根瓦・看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・ 村内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が発生している。</li><li>・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li></ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 村内 1%程度の事業所で、「屋根瓦・看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・ 村内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が発生している。</li></ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 目立った被害の情報がない。</li></ul>

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じていると考える。

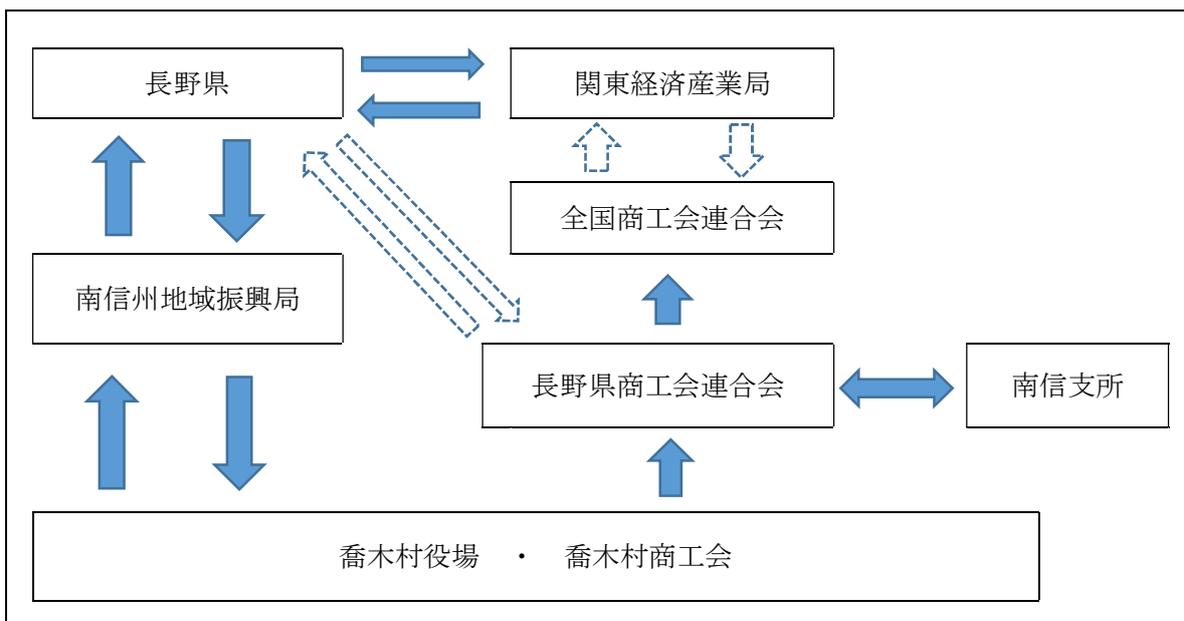
- ・ 本計画により、当商工会と喬木村は以下の間隔で被害状況等を共有する。

発災後～数日間	1日に最低3回(必要に応じて随時)共有する
数日後～1ヶ月後	1日に最低1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

- ・ 喬木村で取りまとめた「喬木村新型コロナウイルス感染症への基本的な対応方針等」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害発生時に、村内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被害地域での活動を行うことについて決める。
- ・当商工会と喬木村は被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当商工会と喬木村が共有した情報を、喬木村から長野県南信州地域振興局商工観光課へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当商工会と喬木村が共有した情報を喬木村から長野県南信州地域振興局商工観光課へ報告する。



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、喬木村と相談する(当商工会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する)。
- ・安全が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・村内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被害事業者施策(国や県、市町村等の施策)について、村内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

(5) 村内小規模事業者に対する復興支援

- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を連携する商工会及び長野県商工会連合会に相談する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制		(令和 4 年 3 月現在)																
<p>1 実施体制            (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)</p>																		
<p>2 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制</p>																		
<p>(1) 当該経営指導員の氏名、連絡先</p>																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>所属</th> <th>連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮下 隆幸</td> <td>喬木村商工会</td> <td rowspan="7">後述 (3) - 1 参照</td> </tr> <tr> <td>玉本 圭一</td> <td>豊丘村商工会</td> </tr> <tr> <td>松下 正博</td> <td rowspan="2">松川町商工会</td> </tr> <tr> <td>三澤 保徳</td> </tr> <tr> <td>伊藤 岳史</td> <td rowspan="2">高森町商工会</td> </tr> <tr> <td>勝野 鷹矢</td> </tr> <tr> <td>松澤 敏郎</td> <td>大鹿村商工会</td> </tr> </tbody> </table>			氏名	所属	連絡先	宮下 隆幸	喬木村商工会	後述 (3) - 1 参照	玉本 圭一	豊丘村商工会	松下 正博	松川町商工会	三澤 保徳	伊藤 岳史	高森町商工会	勝野 鷹矢	松澤 敏郎	大鹿村商工会
氏名	所属	連絡先																
宮下 隆幸	喬木村商工会	後述 (3) - 1 参照																
玉本 圭一	豊丘村商工会																	
松下 正博	松川町商工会																	
三澤 保徳																		
伊藤 岳史	高森町商工会																	
勝野 鷹矢																		
松澤 敏郎	大鹿村商工会																	
<p>(2) 当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)            ※以下に関する必要な情報提供及び助言を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本計画の具体的な取り組みの企画や実行</li> <li>・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1 年に 1 回以上)</li> </ul>																		
<p>3 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先</p>																		
<p>(1) 商工会</p>																		
<p>喬木村商工会            〒395-1100 長野県下伊那郡喬木村 6682-4            TEL 0265-33-2125 / FAX 0265-33-3719            E-mail: takasho@biscuit.ocn.ne.jp</p>																		
<p>豊丘村商工会            〒399-3202 長野県下伊那郡豊丘村神稲 385-15            TEL 0265-35-2395 / FAX 0265-35-3959            E-mail: info@toyookamura.jp2</p>																		

松川町商工会

〒399-3303 長野県下伊那郡松川町元大島 1521-4  
TEL 0265-36-3300 / FAX 0265-36-5144  
E-mail: mkmskk@matsukawa-sci.jp

高森町商工会

〒399-3103 長野県下伊那郡高森町下市田 2971-7  
TEL 0265-35-2254 / FAX 0265-35-8132  
E-mail: tsci@takamori-sci.com

大鹿村商工会

〒399-3502 長野県下伊那郡大鹿村大河原 354  
TEL 0265-39-2381 / FAX 0265-39-2576  
E-mail: shokokai@osk.janis.or.jp

(2) 関係市町村

〒395-1100 長野県下伊那郡喬木村 6664  
喬木村役場 総務課 総務危機管理係 TEL 0265-33-5120 / FAX 0265-33-4511  
産業振興課 商工観光係 TEL 0265-33-5126

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

1 必要な資金の額					
(単位 千円)					
年度 項目	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
・ 専門家派遣費	100	100	100	100	100
・ 協議会運営費	30	30	30	30	30
・ セミナー開催費	50	50	50	50	50
・ パンフ、チラシ作成費	20	20	20	20	20
・ 防災、感染症対策費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

2 調達方法  
会費収入、長野県補助金、喬木村補助金、事業収入等

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
・東京海上日動火災保険株式会社      長野市南県町 1081 長野市東京海上日動ビルディング 長野支店 支店長 武元 忠雄
・長野県火災共済協同組合                      長野市大字中御所岡田町131-10 理事長 柏木 昭憲
連携して実施する事業の内容
連携する 2 社 ・小規模事業者に対する災害リスクの周知を行う。 自然災害等のリスク及びその影響を軽減させるための取組みや対策を、講習会やパンフレット配布等により連携して周知・説明を行う。 主に東京海上日動火災保険会社(株) ・小規模事業者に対し、BCP 策定による実効性のある取組み支援等を行う。 個別相談会、セミナーを通して個々の BCP 策定のための策定支援を連携して実施する。
連携して事業を実施する者の役割
東京海上日動火災保険(株) ・ 事業者の損害保険の見直しを図り、災害時等に必要な保険を専門的立場から精査することにより、事業継続のための資金確保等を図ることが期待できる。 ・ セミナーの開催等に講師の派遣や資料の提供を受け、実効性のある B C P 策定を図ることができる。 長野県火災共済協同組合 ・ 被災時の復旧に必要な費用算定等で連携してあたり、迅速な対応が期待できる。 ・ B C P 策定に必要な情報の提供を受け、実効性のある計画の策定と対応が図れる。
連携体制図等